

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 8 月 17 日

静岡県知事 鈴木康友 様

医療法人の名称 医療法人社団 万
主たる事務所の所在地 静岡県袋井市堀 番地の 8
代表者の氏名 理事長 渡邊 氏

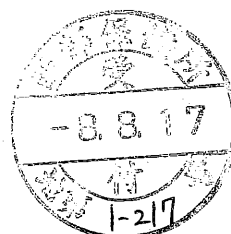
令和 7 年度
第 3 4 期 の決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 号に掲げる者と同条第 2 号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 号及び第 2 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第 33 条の 2 第 3 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



事業報告書

(自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 万世会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県袋井市堀越三丁目8番地の8

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成5年3月4日

(4) 設立登記年月日 平成5年3月11日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	渡邊 勝典	渡辺整形外科 管理者
理 事	渡邊百合子	
同	渡邊恵美子	
同	古屋 千尋	
同	古屋 徳彦	
監 事	西村憲市郎	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	渡辺整形外科	2216410130	静岡県袋井市堀越 三丁目8番地の8	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年7月18日

令和6年度 事業報告及び決算の決定

令和8年5月22日

令和8年度 事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 2

法人名 医療法人社団 万世会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県袋井市堀越三丁目8番地の8

財 産 目 録

(令和8年5月31日現在)

1. 資 産 額	629,837 千円
2. 負 債 額	6,380 千円
3. 純 資 産 額	623,457 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	480,311
B 固 定 資 産	149,526
C 資 産 合 計 (A+B)	629,837
D 負 債 合 計	6,380
E 純 資 産 (C-D)	623,457 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団 万世会
所在地 静岡県袋井市堀越三丁目 8 番地の 8

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 5 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	480,311	I 流 動 負 債	6,380
II 固 定 資 産	149,526	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	13,061	(うち医療機関債)	(0)
2 無 形 固 定 資 産	640	負 債 合 計	6,380
3 そ の 他 の 資 産	135,825	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	618,457
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	623,457
資 産 合 計	629,837	負 債 ・ 純 資 産 合 計	629,837

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 万世会
所在地 静岡県袋井市堀越三丁目 8 番地の 8

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	139,350
2 事業費用	189,337
本来業務事業損失	△ 49,987
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 49,987
II 事業外収益	2,070
III 事業外費用	0
経常損失	△ 47,917
IV 特別利益	500
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 47,417
法人税等	297
当期純損失	△ 47,714 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 万世会

理事長 渡邊 勝典 殿

私は、医療法人社団万世会令和7会計年度（令和7年6月1日から令和8年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年7月17日

医療法人社団 万世会

監事 西村 憲市郎

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。